

個人情報保護委員会の国際戦略

令和7年3月26日
個人情報保護委員会

1. 背景

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化について、日本では個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が中心となって取り組んできている。

委員会は、令和6年11月に「第62回APPA（Asia Pacific Privacy Authorities: アジア太平洋プライバシー機関）フォーラム」及び関連サイドイベントを主催し、関係各国及び地域の個人情報保護当局に加え、事業者や有識者をも交えたマルチステークホルダーによる議論を主導するなど、DFFTの推進に向けた検討を深めた。同会合においては、個人情報保護に関する法制度や執行状況について、最新の動向を踏まえた議論や情報交換も行われ、アジア太平洋地域におけるこの分野に関する対話の深化と、国際的な協力関係の強化に寄与する成果をもたらした。

また、委員会は、令和6年の第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて、既存の企業認証制度の比較作業に貢献し、同年10月のGPA（Global Privacy Assembly: 世界プライバシー会議）においても、この動きと呼応する形で、DFFTに関する議論を重ね、これまで行ってきた作業成果として「信頼性のある自由なデータ流通及びグローバルなデータ流通の効果的な規制に関する決議」の採択に参画するなど、国際場裏でのDFFT概念の普及及び具体化に向けた取組の進展に大きく寄与した。

委員会は、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

以上を踏まえ、令和7年度以降の委員会の国際戦略について、次のとおり定める。

2. 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築（柱1）

委員会は、DFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援し、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進していく。同時に、グローバル規模の越境データ移転ツールの開発を目指し、グローバルスタンダードの形成に取り組む。

(1) 相互認証の枠組みの更なる発展

我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ移転枠組みである相互認証の枠組みについて、引き続き委員会の最優先課題として、対象範囲又は対象国及び地域の拡大に取り組んでい

く。

- 日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、令和3年の個人情報保護法改正を踏まえた学術研究分野及び公的部門への対象範囲の拡大に係る協議の早期妥結と、令和7年度内の発効を目指す。
- その上で、相互認証の枠組みの更なる拡大に向け、基本的な価値観を共有する他の国及び地域との間において、新たな相互認証の枠組みに向けた協議を開始する。

(2) 国際的な企業認証制度の普及促進

グローバル越境プライバシールール（CBPR : Cross Border Privacy Rules）フォーラムを中心に、国際的な企業認証制度に係る議論を主導するとともに、同フォーラムへの参加促進に積極的に取り組む。

- グローバルCBPRフォーラムによる企業認証制度（グローバルCBPRシステム）について、認証基準の充実等に関する議論に貢献する。
- ワークショップへの参加・登壇といったアウトリーチ活動を通じて、関係各国及び地域並びに事業者のより一層の参加拡大に向けた取組を進める。
- 国内におけるグローバルCBPRシステムの普及を目的として、シンポジウムの開催や企業調査等を実施するとともに、新たな認証機関の参入、認証取得による利点の明確化などに取り組むことで、事業者による認証取得を促進する環境を整備する。

(3) グローバルなモデル契約条項の導入

グローバルなモデル契約条項については、関係各国や地域と協力しつつ段階を踏みながらその導入を目指すこととし、まずは、委員会としてグローバル規模で、ニーズ、先行事例等の調査を行うよう取り組んでいく。

- 価値観を共有する関係各国及び地域と共に、既存のモデル契約条項について、共同の調査を行う。
- G7、GPA等の多国間及び地域間の枠組みにおける取組に関し、情報の収集・発信等を行い、積極的に貢献していく。

(4) 個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応について、OECDプライバシーガイドラインへの反映を始めとする国際的な枠組みにおける対応に向けた取組を継続する。

- OECD加盟国等により採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、非加盟国等への普及に向けて取り組む。

3. 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築（柱2）

関係各国及び地域との枠組みにおいて、グローバルな政策立案の議論に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、国境を越えた執行協力の体制を強化する。くわえて、事業

者による越境事業活動の展開や同データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めていく。

(1) 多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係の強化

- G7ラウンドテーブルで得られた成果をG7の統一的な意見（Unified Voice）として取りまとめ、その影響力をいかして、GPA、APPAフォーラムといった他の国際会議において展開し、新たな決議等として共通の視点を広げていく。
- 上記の国際的な枠組みのほか、民間団体主催の会合等にも積極的に参加し、引き続き多方面において委員会の取組を発信するとともに、それらに参加する関係各国及び地域のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等との間で、国際的な個人データ保護の促進や強化等についての意見交換や情報交換を実施する。

(2) 二国間及び多国間協力関係の強化及び構築

- 関係機関等との連携を推進し、個別の執行事案について、必要な時に必要な協力が確実に得られるよう、協力関係の更なる強化に取り組む。
- 令和5年10月に英国との間で締結した個人情報保護に関する協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を意義ある先例と位置付け、MOC締約国及び地域の拡大に向けて、価値観を共有する関係各国及び地域との間で、新たなMOC締結を進める。
- アジア太平洋地域等を優先対象とし、個人情報保護法制の整備に係る支援等の技術協力を含む個別具体的な二国間及び多国間の協力を行う。

4. 国際動向の把握と情報発信（柱3）

個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすとともに、収集した情報等については、国境を越えて活動する事業者等が利活用できるよう、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

(1) 国際動向の把握

- 関係各国及び地域の個人情報保護機関並びに個人情報保護関連の民間団体及び専門家とのネットワークの構築及び発展を目指す。
- 技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報又は問題意識について情報交換を図り、世界の最新の動向を踏まえつつ、我が国の政策立案にいかしていく。

(2) 情報発信

- 委員会が収集した情報については、広く対外発信し、国境を越えて活動する事業者が利活用できるようにする。
- 特に、昨今の国際情勢、事業者のニーズ等を把握した上で、海外の個人情報保護法制に関する調査を実施し、その内容について情報提供を行う。
- 委員会における取組について、関係各国及び地域のデータ保護機関等や、海外の有識

者及び事業者等に理解を深めてもらうよう、委員会のホームページなどを用いて、国際的な情報発信に努めていく。

5. 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

上記の国際戦略の実施に向けて、委員会では国際業務体制の基盤強化を進めるとともに、国際業務に従事する職員の人材育成として、以下の能力に着目し、その向上を図っていく。

(1) 国際業務体制の基盤強化

- 引き続き先端技術や国際執行協力等の業務を適切に実施するための人員の確保を図る。
- 関係各国及び地域のデータ保護機関や国際機関等と対面での定期的なコミュニケーションや情報収集等のため、既に派遣している国際機関や在外公館に加え、データ保護機関等海外への職員派遣を検討する。

(2) 国際業務に従事する職員の人材育成

- 委員会の施策を世界に向けて正しく発信できるプレゼンテーション力の強化
- 国際会議等において議論をリードできるファシリテーション力の強化
- 生成AI・プライバシー強化技術（PETs : Privacy Enhancing Technologies）等先端技術を始めとする個人情報保護に関する最新の動向についての情報収集力の強化 等

(以上)